

日銀シス第17号

2018年4月10日

国債発行関係事務についての

日銀ネット利用先 御中

日銀ネット利用金融機関等

日 本 銀 行

「日本銀行金融ネットワークシステム利用細則（国債発行関係事務）」
の一部改正に関する件

国債の決済期間短縮化に伴い、標記規程の一部を別紙のとおり改正し、2018年5月1日から実施することとしましたので、通知します。

以 上

「日本銀行金融ネットワークシステム利用細則（国債発行関係事務）」中一部改正

○ 第1編 I. 2. の（注4）を次のとおり改める（全面改正）。

（注4）送信が可能となる日時は、国債の発行方法等に応じ、原則として次のとおりです。ただし、これによりがたい場合には、別途、日本銀行から当該日時を連絡します。

① 入札発行

募入決定通知日の次表に掲げる時刻

特別参加者流動性供給・利回格差競争以外の場合	銘柄および発行日が同一である特別参加者第Ⅱ非競争入札および特別参加者第Ⅱ非競争入札以外の入札が行われるとき	午後 4:00
	上記以外の場合	午後 3:10
特別参加者流動性供給・利回格差競争の場合	午後 2:40	

② 募集取扱発行または個人向け国債募集取扱発行

発行日の2営業日前の日の午前8時30分（延長日においては、午前7時30分）

○ 第1編 I. 2. の（注5）から（注7）までを横線のとおり改める。

（注5）ただし、発行日の前営業日においては、午後~~3~~5時（日本銀行から発行日の前営業日における「新規記録等」の入力締切時刻を変更する旨の連絡があった場合には、変更後の同時刻。（注7）およびIV. において同じです。）までに限り送信を行うことが可能です。やむを得ない事由により同時刻までに送信することができないと見込まれる場合には、直ちに~~オンライン払込者店舗の目銀ネットワーク~~主管店（日本銀行本店の場合には、~~（業務局国債業務課国債業務~~

グループ)に連絡し、その指示に従ってください。

(注6)略(不変)

(注7)発行日の前営業日の午後~~3~~5時までの間は、「新規記録等訂正入力画面呼出し」および「新規記録等訂正」において「全項目訂正」を指定し、オンライン新規記録等の内容を訂正することができます。

発行日の前営業日の午後~~3~~5時以後、発行日に「代行払込OKサイン」が送信されるまでの間は、これらの業務処理区分において「代金払込方法訂正」を指定し、代金払込方法の「代行払込」から「小切手による払込」への変更のみを行うことができます。

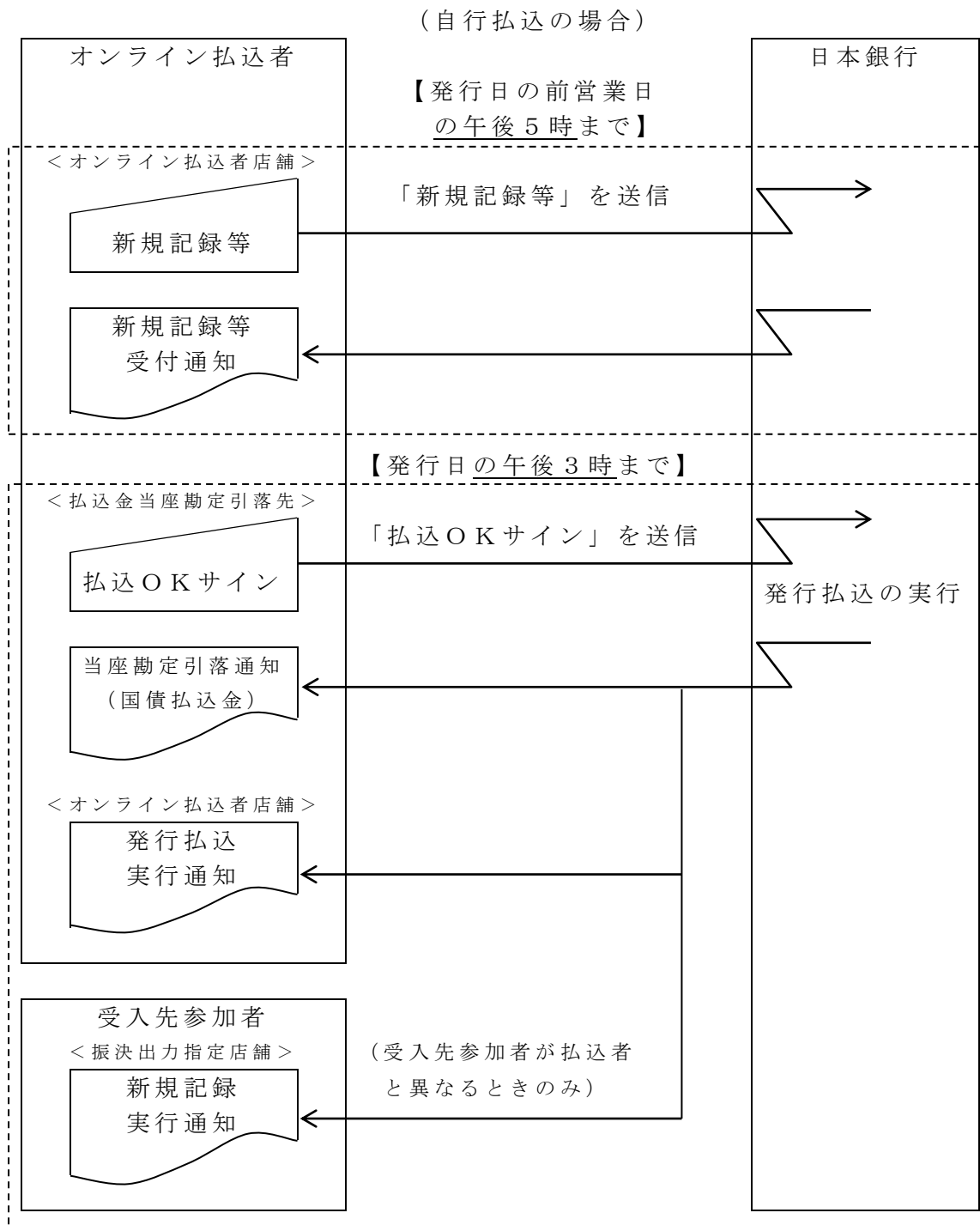
○ 第1編IV. 1. (2) ①を横線のとおり改める。

① オンライン払込者店舗^(注1)は、オンライン新規記録等^(注2)の電文を、発行日(発行払込の対象となる国債の発行日を指します。以下同じです。)の前営業日の午後~~3~~5時までに日本銀行に送信します。

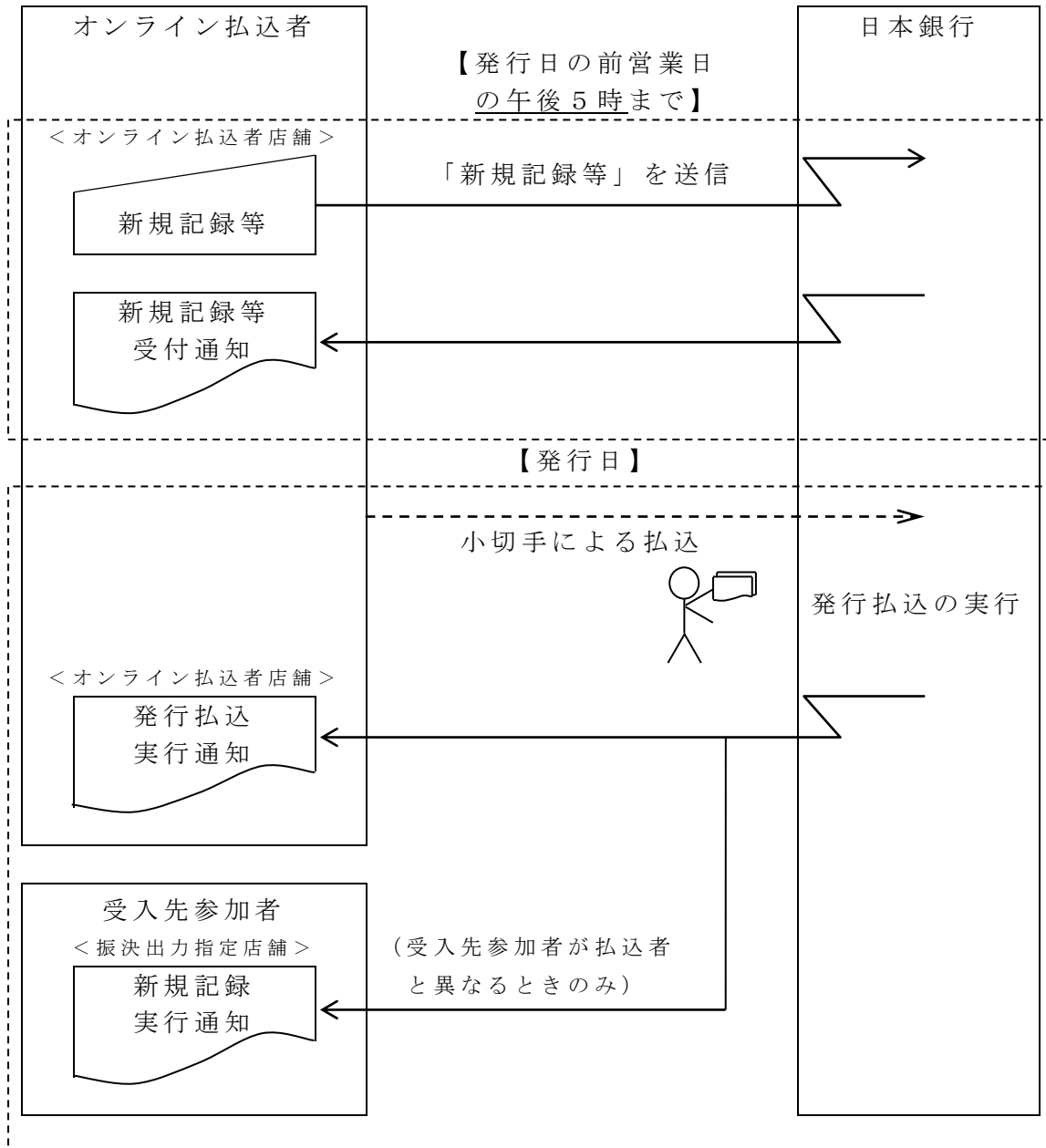
(注1)略(不変)

(注2)選択した代金払込方法により、払込金額の払込が行われま
す(ただし、オンライン払込者が払込受託者である場合には、
代金払込方法として「自行払込」のみを選択することになり
ます。)。また、指定する口座区分が預り口である場合には、
当該国債の発行日の前営業日までに、「国債振替決済新規記録
顧客口座一覧」を所管の日本銀行本支店の窓口^(注3)に提出する必
要があります。(やむを得ない事由により発行日の前営業日ま
でに提出することができないと見込まれるときは、直ちに所
管の日本銀行本支店に連絡し、その指示に従ってください。)

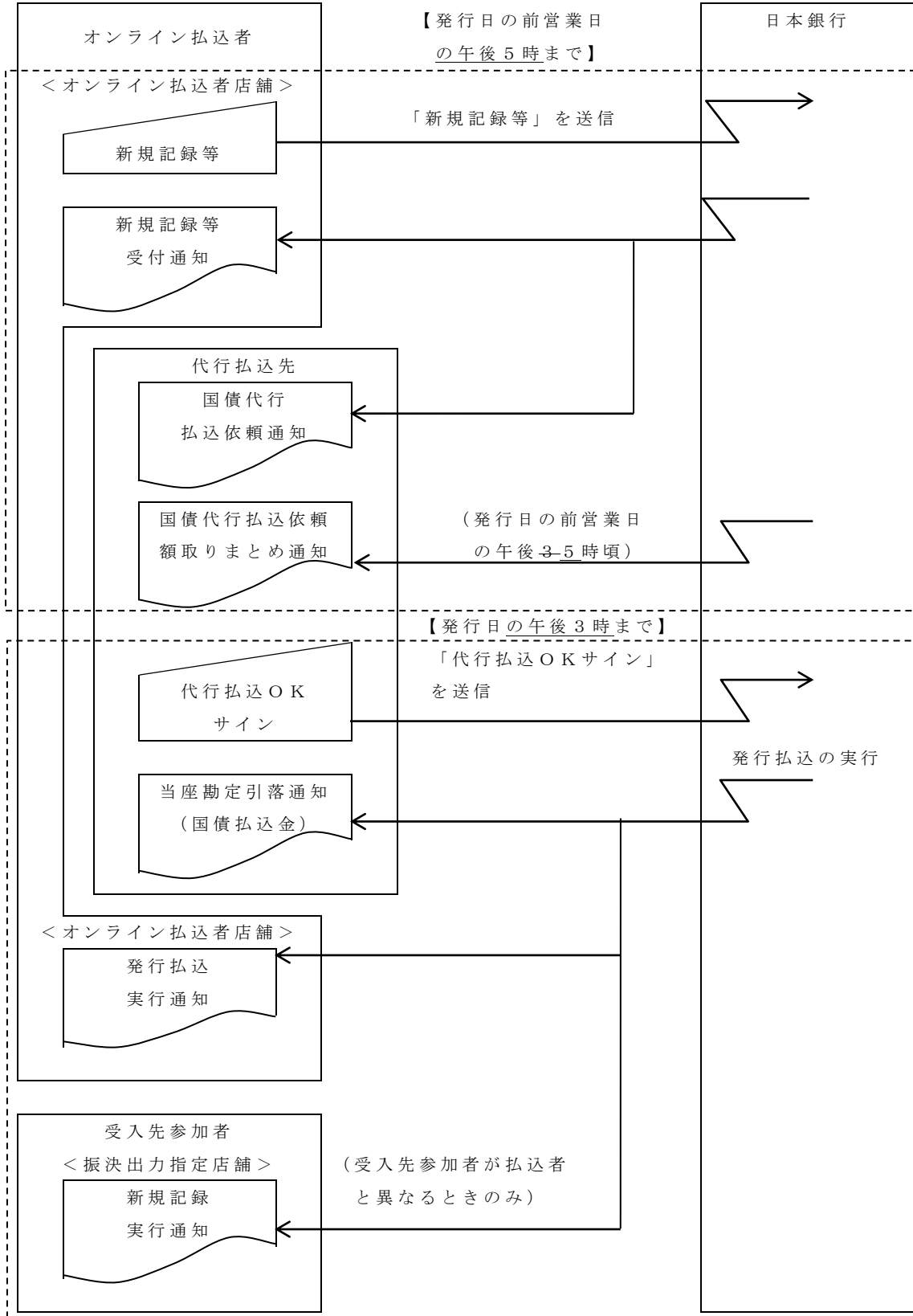
- 第1編Ⅳ. 1.(2)の(自行払込の場合)から(代行払込の場合)までを横線のとおり改める。



(小切手による払込の場合)



(代行払込の場合)



○ 第1編Ⅳ. 2. (1) を横線のとおり改める。

(1) 概要

オンライン払込者店舗^(注1)が「新規記録等」(業務処理区分コード721301)により、発行日の前営業日の午後~~3~~5時までにオンライン新規記録等^(注2)の電文を日本銀行に送信します。オンライン新規記録等により通知できる新規記録の明細数の上限は40件とします^(注3)。

日本銀行は、オンライン新規記録等の電文を受信した場合には、遅滞なく、オンライン払込者店舗に対し「共通受付済応答」(Z***-****)を送信し、また、通知内容に従い払込金額の計算を行った後、オンライン払込者店舗に対し「新規記録等受付通知」(7213-00200)を送信します。

この場合において、オンライン払込者(払込受託者を除きます。)のうち非取引金融機関等が代金払込方法として「代行払込」を選択したときは、代行払込先に対し「国債代行払込依頼通知」(7213-00100)を送信します。

(注1) 略(不変)

(注2) 選択した代金払込方法により、払込金額の払込が行われます(ただし、オンライン払込者が払込受託者である場合には、代金払込方法として「自行払込」のみを選択することになります。)。また、オンライン新規記録等において指定する口座区分が預り口である場合には、発行日の前営業日までに、「国債振替決済新規記録顧客口座一覧」を所管の日本銀行本支店の窓口に提出する必要があります(やむを得ない事由により発行日の前営業日までに提出することができないと見込まれるときは、直ちに所管の日本銀行本支店に連絡し、その指示に従ってください。)。

(注3) 略(不変)

○ 第1編Ⅳ. 2.(2)を横線のとおり改める。

(2) 訂正

送信済のオンライン新規記録等の内容を訂正する場合には、「新規記録等訂正入力画面呼出し」(業務処理区分コード 721303)および「新規記録等訂正」(業務処理区分コード 721304)により行います。

「新規記録等訂正」には取消・訂正区分として「全項目訂正」と「代金払込方法訂正」とがありますが、これらの使い分けは次のとおりです。

① 全項目訂正

略(不変)

② 代金払込方法訂正

代金払込方法として「代行払込」を選択したオンライン払込者が、発行日の前営業日の午後~~3~~5時以後に代金払込方法を「代行払込」から「小切手による払込」に変更するとき。

「新規記録等訂正」の取消・訂正区分として「全項目訂正」を選択する場合には、発行日の前営業日の午後~~3~~5時までに送信を行ってください。一方、取消・訂正区分として「代金払込方法訂正」を選択する場合には、発行日の前営業日の午後~~3~~5時以後、発行日に代行払込先が「代行払込OKサイン」の送信を行うまでに送信を行ってください。

なお、代金払込方法を「代行払込」から「小切手による払込」に変更する場合であっても、発行日の前営業日の午後~~3~~5時より前に行うときは、「全項目訂正」を選択して訂正を行ってください。

○ 第1編IV. 3. (3) イ. (ロ) を横線のとおり改める。

(ロ)「国債代行払込依頼額取りまとめ通知」の受信

日本銀行は、発行日の前営業日の午後~~3~~5時をもって代行払込依頼者からの代行払込の指定を締切ったうえ、選択された代行払込先に対し「国債代行払込依頼額取りまとめ通知」(7213-00300)を送信します。

以下略(不変)

○ 第1編IV. 3. (3) ハ. (ロ) a. を横線のとおり改める。

a. 発行日の前営業日の午後~~3~~5時までの間

以下略(不変)

○ 第1編IV. 3. (3) ハ. (ロ) b. を横線のとおり改める。

b. 発行日の前営業日の午後~~3~~5時以後、発行日に代行払込先が「代行払込OKサイン」を送信するまでの間

以下略(不変)

○ 第1編IV. 4. (2) を横線のとおり改める。

(2)(1)以外の出力帳票

帳票名称	帳票コード	条件	送信先
国債代行払込依頼額取りまとめ通知	7213-00300	発行日の前営業日の午後 3 <u>5</u> 時に、日本銀行が代行払込依頼者からの代行払込の指定を締切った場合	代行払込先
以下略(不変)			

- 第2編の業務処理区分「国債発行 発行共通 新規記録等」(コード721301)の概要を横線のとおり改める。

概 要

オンライン払込者が、オンライン新規記録等を行います。

なお、「払込OKサイン」(業務処理区分コード721302)において同時担保差入を行う場合には、種別名なしの種別の自己口Iに新規記録が行われる国債のみを同時担保差入の対象とします。

また、この送信は発行日の前営業日の午後~~3~~5時(日本銀行から発行日の前営業日における「新規記録等」の入力締切時刻を変更する旨の連絡があった場合には、変更後の同時刻)までに行います。

- 第2編の業務処理区分「国債発行 発行共通 新規記録等 訂正入力画面呼出し」(コード721303)の概要を横線のとおり改める。

概 要

オンライン払込者がオンライン新規記録等の内容を訂正する場合には、訂正の対象となるオンライン新規記録等にかかる訂正画面を呼出します(注)。

(注) 略(不変)

なお、取消・訂正区分により、訂正できる範囲および入力時間帯が異なりますので、十分に注意してください。

[取消・訂正区分]

全項目訂正・・・参加者、代金払込方法、代行払込先、種別、口座区分または額面金額のいずれか1項目または複数の項目を訂正する場合は該当します。この訂正は、発行日の前営業日の午後~~3~~5時(日本銀行から発行日の前営業日における「新規記録等」の入力締切時刻を変更する旨の連絡があった場合には、変更後の同時刻。以下この業務処理区分において同じです。)までの間、可能です。

代金払込方法訂正・・・代金払込方法として「代行払込」を選択したオンライン払込者が、発行日の前営業日の午後~~3~~5時以後に、代金払込方法を「代行払込」から「小切手による払込」に変更する場合は該当します。この訂正は、発行日の前営業日

の午後~~3~~5時以後、発行日に代行払込先が「代行払込OKサイン」を送信するまでの間、可能です。なお、代金払込方法を「代行払込」から「小切手による払込」に変更する場合であっても、発行日の前営業日の午後~~3~~5時前に行うときは、全項目訂正を選択してください。

- 第3編（個別業務コード）の銘柄コードの③（分離利息振込国債）を横線のとおり改める。

（分離利息振込国債）

略（不変）

区 分	コード
20日	1
15日	2
<u>1日</u>	<u>3</u>